

処 分 基 準

基準の名称	雇用管理改善計画の認定の取消基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律	5-2	雇用管理改善計画の認定の取消
基 準 の 内 容		
<p>(1) 認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定組合等又は認定中小企業者に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。</p> <p>(2) 認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、又は、当該認定計画が法令及び認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、当該認定を取り消すものとする。</p>		